**滋賀県大規模小売店舗立地審議会委員公募要領**

　県では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗を設置する者による生活環境保持のための適正な配慮に関する重要事項について調査審議するために、滋賀県附属機関設置条例（平成25年７月５日滋賀県条例第53号）に基づき設置する滋賀県大規模小売店舗立地審議会の委員を公募する。

　１　募集人員　　１人

　２　応募資格　　令和７年２月１日時点で下記の条件を全て満たす者

　　　　　　　　　（１）県内に居住または勤務し、年齢が満１８歳以上の者

（２）国・地方公共団体の議員および常勤の公務員でない者ならび

に県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されていない

者

３　任　　期　　令和７年２月１日から令和９年１月31日まで

４　職　　務　　年５回程度開催される大規模小売店舗立地審議会および必要に応じて実施する現地調査に出席し、大規模小売店舗の設置者による当該店舗周辺地域の生活環境保持のための適正な配慮に関する重要事項について調査審議する。（なお、大規模小売店舗の立地の可否等を審議するものではない。）

審議会は、公募委員と交通、騒音、廃棄物などの分野における学識経験者および専門家等の委員（10人以内）で構成する。（オンラインでの審議会開催を想定）

５　報 酬 等　　会議および現地調査に出席した場合には、報酬および交通費を支払う。

　６　応募方法　　次の書類に必要事項を記入のうえ、提出する。

(１)大規模小売店舗立地審議会委員応募書（別紙）

(２)「大規模小売店舗の周辺生活環境への影響と配慮」

テーマとして８００字程度にまとめた意見書（様式自由）

※応募書と意見書は返却しない。

　　　※応募書は今回の委員改選に必要な範囲においてのみ使用する。

　７　応募先および問合先

〒520-8577

　滋賀県商工観光労働部中小企業支援課　商業支援係

電 話：077-528-3731　 ＦＡＸ：077-528-4871

メール：fb00@pref.shiga.lg.jp

８　応募締切　　令和６年１２月２日（月）まで（郵送の場合は当日消印有効）

９　そ の 他 応募者の中から、選考会議で選考のうえ決定する。

　　　　　　　　 　選考の結果は、本人に通知する。別紙 　 （整理番号 ）

**滋賀県大規模小売店舗立地審議会委員応募書**

　滋賀県大規模小売店舗立地審議会委員に次のとおり応募します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (ふりがな)  氏 名 |  | 性別 |  | 生年  月日 | 年 　月　 日生 |
| 住　　所 | 〒　　　－  市・郡 | | | | |
| 連 絡 先  電話番号  等 | （自宅・勤務先） 　－　　　　　　－  （自宅・勤務先）e-mail: | | | | |

以下の活動経験については、差し支えない範囲で記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国・県・市町の審議会委員、モニター等の経験 | 名　　　　　　　　　称 | 期　　　間 |
|  |  |
| その他の  活動の経験 | 内　　　　　　　　　容 | 年月または期間 |
|  |  |

記入上の留意事項

１　審議会には、協議会、懇話会を含みます。

２　その他の活動経験には、例えば、環境、地域、まちづくり関係などの個人活動および団体・グループへの参加状況などを記入してください。

**【参考１】**

大規模小売店舗立地法の概要

**１　法律制定の目的**

(１)　大型店が地域社会との調和を図っていくためには、大型店への来客、物流による交通・環境問題等の周辺の生活環境への影響についての適切な対応を図るなど、積極的に地域づくりに貢献をしていくことが必要。

(２)　地域住民の意見を反映しつつ、公正かつ透明な手続によって問題解決を図るために、国が定める共通のルールに従って、地方自治体が個別ケース毎に地域の実情に応じた運用を行い得るような制度を新たに構築することが必要。

(３)　このため、大規模小売店舗立地法を制定し、大型店と周辺の生活環境との調和を図っていくための手続等を定めた。

**２　法律の概要**

○基本的な事項

(１)　対象となる大型店は、店舗面積１，０００㎡超のもの。（政令事項）

(２)　調整対象の事項は、地域社会との調和・地域づくりに関する事項として

(ア)　駐車需要の充足その他による周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保のために配慮すべき事項（交通渋滞、駐車・駐輪、交通安全その他）

(イ)　騒音の発生その他による周辺の生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項

(３)　本法の運用主体は都道府県、政令指定都市とする。同時に市町村の意思の反映を図ることとし、また、広範な住民の意思表明の機会を確保する。

　　※(２)の詳細は【参考２】を、手続の流れ全体は【参考３】を参照のこと

　　※店舗の立地に関して需給調整はできないとされている（法第１３条）。

**３　施行日**

　平成１２年６月１日

**【参考２】**

大規模小売店舗立地法第４条の指針　概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 調整項目・内容 | | 大型店設置者の対応策 |
| 交　通 | 駐車需要の充足等交通に係る事項 | ○駐車場の必要台数の確保  ・原則として指針で定められた算式で算出された台数を確保する。  ○駐車場の位置及び構造等  ・効率的な駐車場形式の選択、敷地内の入庫待ちスペースの確保、出入口の数、交通整理等を合理的に選択するなど。  ○駐輪場の確保等  ・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律等に基づき適切な駐輪場規模を確保するなど。  ○荷捌き施設の整備等  ・商品搬出入車両の駐車スペースの位置の適切な配慮、搬出入専用の出入口を必要に応じて確保するなど。  ○経路の設定等  ・大型店に向かう顧客や業者等が大型店及びその施設に到着するまでに適切な手段や経路を選択できるよう配慮するなど。 |
| 歩行者の通行の利便の確保等 | ○従来の周辺の商店等の顧客の通行の利便の確保等  ○夜間照明設備の設置等  ・大型店の設置により従来と比較して夜間の通行に支障を来すおそれがある場合は、適切な夜間照明設備の設置等の配慮。 |
| 廃棄物 | 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 | ○廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進及び活動状況の情報公開の推進  ・関係法令に基づき廃棄物の減量化及びリサイクル活動を推進するよう努めるなど。 |
| 廃棄物等の保管に係る事項 | ○廃棄物等の保管について  ・廃棄物等が処理され、又は、処理のため搬出されるまでの間、廃棄物等を適切に管理し散乱等を防止する等。  ○廃棄物等の運搬・処理について  ・廃棄物等に関連する法令の規制に則って、周辺の悪臭の衛生上の問題に配慮するなど。  ○その他設置者としての廃棄物等に関連する対応方策について  ・食品加工場における調理臭、汚水からの悪臭の防止など　適正な対応策を講じる。 |
| 騒　音 | 騒音の発生に係る事項 | ○騒音問題に対応するための対応策について  ・騒音の発生部位や騒音の種類に応じて騒音の発生の防止又は緩和のために適切な対応策を講じるなど。  ○騒音の予測・評価について  ・騒音全体についての予測を行い、総合的な騒音の評価基　準を満たすよう努めるものとするなど。 |
| その他 | 街並みづくりに係る事項  夜間照明に係る事項  防犯・防災対策に係る事項 | ○街並みづくり等へ配慮  ○夜間照明の配慮  ○防犯・防災対策への協力 |

**【参考３】**

大規模小売店舗立地法の手続の流れ（新設届出の場合）

２か月

以　内

８か月

以　内

県の意見を適正に反映しておらず、周辺地域の生活環境に影響がある場合

勧告の必要ない場合は手続終了

意見を有しない場合は手続終了

公告・縦覧

市・町からの意見

県の意見

県による公表

２か月

以　内

４か月

以　内

法第５条第１項届出

関係課意見

出店者による自主的対応策の提示

滋賀県大規模小売店舗立地審議会

滋賀県大規模小売店舗立地審議会

滋賀県大規模小売店舗立地審議会

関係課意見

市・町からの意見

地域住民からの意見

地　元　説　明

県による勧告

関係課質問等

事　前　協　議